

第12回 市東さんの会シンポジウム

- 第1部
「憲法と農業——農民の人権は守られているか」
講演：内藤光博（専修大学法学部教授 憲法学）
鼎談：内藤光博
石原健二（農業経済学）
三宅征子（消費者・市民運動）
- 第2部 緊迫の成田！
強制的手段による農地取り上げは許されない
市東さんの会事務局
農地裁判弁護団による報告とアピール
市東孝雄さんのお話
＊特別報告 沖縄現地から
＊質疑と意見交換

1971年9月20日、成田空港予定地の農家を機動隊が襲い、脱穀作業中の小泉よねさん（当時63歳）の前歯を折り、家を壊して農地を奪いました。死者をも生んだ戦後初の土地収用事件は、社会に衝撃をあたえ、以後、収用委員会は長期にわたって中断し、成田は完成のめどの立たない空港となったのです。

打開の道を失った国と千葉県、空港公団は、この負の歴史を謝罪し、「今後あらゆる意味で強制的手段はとらない」と公式に誓約しました（1994年10月11日成田空港円卓会議）。しかし今、市東孝雄さんに対して、最後は強制力をともなう農地明け渡しを迫っています。その対象は市東さんが耕す有機農業の畑の7割にも及びます。成田に人権なし、農家をやめろ、ということです。

そもそもこの国で、農民の生活と人権は守られてきたといえるのでしょうか。農業だけでは食べられず、耕作放棄と経営破綻に追い込まれる農家、高齢化と地域の衰退を招いたのは国の政策です。

憲法13条（個人の尊重）、22条（職業選択の自由）、25条（生存権）、27条（勤労の権利義務）——農業と農民の人権を、憲法と農業経済、消費者・市民運動の視点から考え、憲法改悪に反対するシンポジウムです。



明日も耕す、この地を耕し続ける



ゴーヤのトンネルの中で収穫に精を出す市東孝雄さん

11/23

2017年11月23日（木・祝日）

▼文京区民センター 会議室 2A
東京都文京区本郷 4-15-14

- ・春日駅 徒歩2分（都営三田線・大江戸線）
- ・後樂園駅 徒歩5分（丸ノ内線・南北線）
- ・JR水道橋駅東口（徒歩15分）

▼開場 13:15 開始 13:30

▼資料代 500円

市東さんの農地取り上げに反対する会 <http://www.shitou-nouchi02.net>
twitter @shitou_06 E-mail shitou.nouchi@gmail.com

